

『沖縄芸術の科学』第32号別刷

近世琉球における冠船ハーリーの諸相
- 1838年を中心に -

麻生伸一

2020年3月

近世琉球における冠船ハーリーの諸相

－ 1838 年を中心に－

麻生伸一

Aspects of the Dragon Boat Rowing in conjunction with Sakuho in the Early Modern Ryukyus

Shinichi ASO

This article discusses the dragon boat rowing at the Ryu-tan Pond next to Shuri Castle, for the reception of Chinese investiture (sakuho) envoys. There are many points which remain unclear about the involvement of the royal government and the dragon boat rowers. This paper describes the key ceremonial and performance characteristics of the dragon boat rowing at the time of sakuho envoys, based on the records of the sakuho-shi (Chinese envoys) and of the royal government. It also draws comparisons with the dragon boat rowing that took place in Naha on the 4th day of the 5th month of the lunar calendar each year, pointing out differences and commonalities regarding the rowers and other aspects.

はじめに

冠船時に冊封使一行に披露された芸能、あるいは単に冠船芸能（御冠船芸能）と言え、まっさきに思い浮かぶのは首里城御庭にて催された組踊をはじめとする舞台芸術であろう。祝意の満ちる酒宴の場で、国王や冊封使一行、琉球の役人が食事をとりながら、酒を交わすなか、組踊をはじめ、さまざまな芸能が演じられたのは先学が示す通りである [池宮 2015 (1989)、板谷 2015]。

また、冊封使が琉球に滞在している期間は、首里・那覇を中心に、さまざまな儀礼が催され、そこでは多様な芸能が供されていた。そのなかに冊封使を歓待する儀礼・芸能もあるが、例えば、浦添間切城間村に引っ越しをした薩摩役

人などに対して接遇の一環として披露された「城間村踊り」や「白縄挽き」などの芸能もある〔麻生 2016〕。冠船時に催された儀礼・芸能は、冊封使に供されたもの以外にも大和人に対して行われたものもあり、琉球人だけが参加するものもあった。冠船にかかわる儀礼や芸能の捉え方は拡大してきているといえる。

それでは、冊封使向けに龍潭で催される爬龍舟漕ぎ（以下、冠船ハーリーとする）はどうか。冠船ハーリーは、単純な競漕ではなく、歌やうたう者や旗を持つ者も乗船しているため芸能としての性格を有しており〔池宮 2015（1989）〕、「御冠船芸能」のひとつとみなしてよいと考える。しかし、冠船ハーリーは、組踊やその他の舞踊、舞台芸術に比べると研究が進んでいるとはいえない状況にある。その背景には、関係する史料がほとんど冊封使の記録（冊封使録）に限られているという問題があった。しかし、幸いにも近年公開された尚家資料のなかに『冠船爬龍舟方日記』（那覇市歴史博物館蔵）があり、1838年（道光18）の状況が詳細に分析できるようになった。そこで本稿では、1838年の冠船ハーリーを中心に、その変遷と特徴を論じたい。

また、池宮正治氏の「芸能は基本的には年間の民俗的なサイクルのなかに育まれているはずで、それらを冠船芸能に盛り込んだと考えるのが順当である」〔池宮 2015（1989）：20〕という指摘を踏まえると、冠船ハーリーとユッカヌヒーに各地で行われる爬龍舟漕ぎとの比較を行う必要がある。とくに冠船ハーリーは、那覇港で行われていた爬龍舟漕ぎ（以下、那覇ハーリーとする）の関係者や舟が登場するため、那覇ハーリーとの比較は不可欠であると思われる。以上の問題意識を目的として論をすすめたい。

1. 冠船爬龍舟方の構成と役職

冠船ハーリーは、王府が主催・運営する冊封使を接遇するイベントであった。そのため、漕ぎ手など仕手方や経費管理などには王府役人が携わっている。上江洲安亨氏によると、担当奉行の名称には変遷がみられるものの、1663年の冊封からその存在が確認できるという〔上江洲 2000：141〕。

〔表1〕は、1838年の冠船ハーリーに関わった人員をとりまとめたものである。これによると、組織は行政担当と技術職、仕手方に分けることができる。

[表1] 道光18年(1838)の冠船爬龍舟方の組織

番号	職名	人数	採用申請日	備考
1	奉行	4	道光17.1.19	
2	筆者	3	道光17.2.1	
3	加勢筆者	2	道光17.3.8	
4	歌師匠	2	道光17.10.27	
5	楫取り	3	道光17.10.27	
6	鐘打ち	3	—	
7	花差童子	9	道光18.2.13	
8	歌人数	9	道光17.10.27	
9	漕ぎ人	90	道光17.10.27	
10	支度師	2	道光17.10.27	
11	小細工	1	道光18.3.12	小細工仮主取とも
12	木細工	1	—	
13	あか取	3	—	
14	加子	1	—	
15	佐事	1	道光17.12.6	仮佐事とも
16	絵師係	1	道光17.10.27	途中までの採用か
17	紺屋仮主取	1	道光17.10.27	途中までの採用か
18	仮惣大工	1	道光18.5.15	途中までの採用か
19	絵図書調につき御雇い人	1	道光18.7	

採用申請日は採用に際して候補者を王府に申請した日を指す。

「—」は不明事項。

1から15は道光18年(1838)6月24日時点の構成員。16から19は一時期採用された臨時職の者。

行政担当には、奉行、筆者、加勢筆者がおり、奉行には当初、高嶺按司、安里親方、世名城親雲上、伊野波里之子親雲上が任命された。奉行は、王府との調整や漕ぎ手など仕手や技術職の人事に当たった。筆者、仮筆者は、普段の業務文書のほかに、業務全体の記録である『冠船付爬龍舟方日記』の作成を担当した。

技術関係職には支度師、細工人や染め物職人、絵師、大工がいる。爬龍舟の修理や装飾、衣裳および資料作成のために雇用された者で、支度師と小細工以外は途中採用かつ任期付きの臨時職であった。

仕手方には、歌師匠・楫取り・鐘打ち・花差童子・歌人数・漕ぎ人・あか取り・加子がいる。

これら仕手方も王府の役職のひとつであったのは、当初から担当者が決まっ

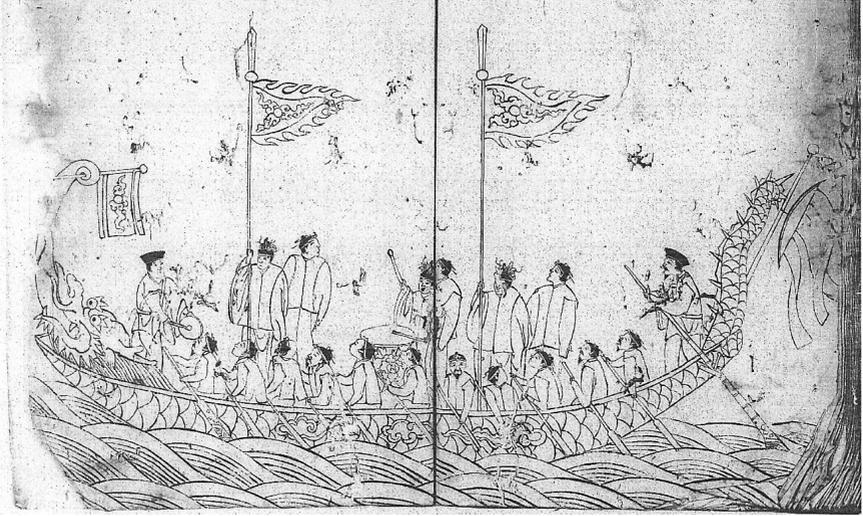
ていたわけではなく、奉行の面談試験などを経て採用されたことに加え、漕ぎ人の業務評価がその他の役人と同様、「勤星」で行われていたことから明らかである [『冠船爬龍舟方日記』酉 10 月 27 日付「覚」、酉 10 月付「口上覚」]。

また、使用する龍舟を那覇から首里への運搬する際に、往復で 558 人も村夫が使用され、賃米としてひとりあたり米 5 合が支給されたほか、舟の修理費、装飾費や乗り手の衣装代の経費も冠船龍舟方に計上されていることからみても、冠船ハーリーはほぼ王府予算で行われていたとみてよい。

一方の那覇ハーリーは、遅くとも「同（康熙）四十五丙辰（戊）年泊那覇久米村より爬龍舟取仕立料可仕由及訟」（康熙 45 年〔1706〕に泊・那覇・久米村から爬龍舟造船費負担についての要請があり）とあるように、18 世紀初頭には王府予算が割り当てられていたが [御財制／那覇市市民文化部歴史資料室 2004：12]、それでも造船や修理代全額を補えるものではなかった。そのため、那覇の場合、不足分は地域住民が補填することになり、1744 年（乾隆 9）までには、那覇が王府に訴え、那覇港および奥武山にかかる雑税を爬龍舟造船に充てることになっている。泊村の場合、1706 年から造塩にかかる雑税を爬龍舟の仕立て料に活用していたと思われ [乾隆九年親見世日記／高良倉吉・赤嶺守・豊見山和行編 2014：87-92]、1706 年には久米村方も王府への申請により湯原の塩田収益を「爬龍舟取仕立料」に活用することになっている [真栄平 2019：168]。ほかにも、年代不明ながら、泊村に 5 年に一度、造船費として銭 700 貫文が、那覇と久米村には泊村よりは低い額が支給されていたという記事もみられることから [古老集記類の二／小野武夫編 1969：373]、17、18 世紀の那覇ハーリーは、王府の補助と、地域に割り当てられた税収入、さらに地域からの供出で運営されていたといえる。このように、那覇ハーリーは、王府の関与がみられるとはいえ、ほとんど全額が王府予算から執行されていた冠船ハーリーと比べると、地域の負担の多い行事だったといえよう。

以上みてきたように、冠船ハーリーは冊封使渡来に際して臨時的に設けられた部署のひとつである冠船爬龍舟方が運営し、その冠船爬龍舟方には行政担当者のほかに技術職、仕手方が所属していた。また、冠船ハーリーにかかる運営経費は、ほぼ王府予算でまかなわれており、仕手方の業務評価もその他の王府役人に準じたものとなっていた。

2. 仕手方の構成



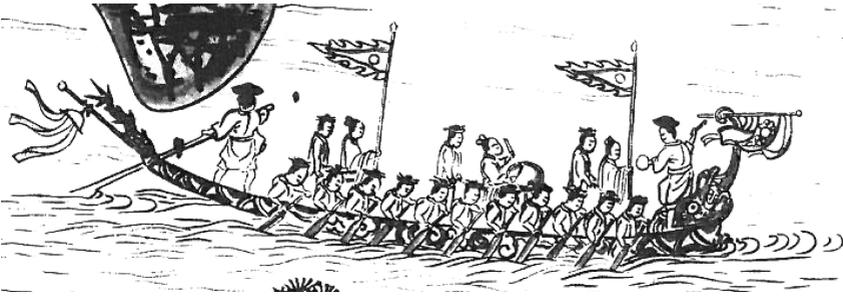
〔図1〕1838年の冠船ハーリー『冠船爬龍舟方日記』
(尚家文書79号) 那覇市歴史博物館所蔵

先にみたように冠船ハーリーの仕手には歌師匠・楫取り・鐘打ち・花差童子・歌人数・漕ぎ人・あか取り・加子がいた。1838年の一艘を描いた絵図によると〔図1〕、舟の漕ぎ人のほかに、舟の前方にある龍頭あたりで後方を向いて鐘を持つ「鐘打ち」、最後尾で楫を取る「楫取り」、旗を持つ二人と中央で鼓を打つ「花差童子」、中央の花差童子の前後に立つ「歌人数」が描かれている。ちなみに、〔表1〕には、あか取り3人がおり、彼らも、三艘に分かれて乗船した可能性があるが、〔図1〕には確認できない。あか取りも乗船していたと考えるならば、爬龍舟一艘あたり、漕ぎ人30人、鐘打ち1人、楫取り1人、花差童子3人、歌人数3人、あか取り1人の合計39人が乗っていたことになる〔『冠船爬龍舟方日記』戊6月5日付「覚」〕。

冊封ごとの乗船者数をまとめると、一艘あたりの人数は、48人（1663年）、20人（1683年）、28人（1719年）、39人（1838年）と一定ではなかった。また、最後の冊封となった1866年（同治5）の実施マニュアルである「松崎之図」（〔図2〕1866年の冠船ハーリー『冠船之時御座構之図』沖縄県立博物館・

美術館蔵)には、漕ぎ手・楫取り・鐘打ち・花差童子(旗・太鼓)・歌人数のすがたがみえる。漕ぎ手の人数は断定できないが、楫取り・鐘打ち各一人と花差童子・歌人数各三人は確認できるため、1838年とほとんど同じ編成だったと思われる。

要するに、搭乗人数は時期により増減がみられ、人数が確認できる範囲でいえば、もっとも多いのは17世紀中葉の48人で、19世紀には40人弱の人数で催されていたといえよう。



〔図2〕1866年の冠船ハーリー『冠船之時御座構之図』

沖縄県立博物館・美術館蔵

乗船者の構成はやや複雑である。1838年には、漕ぎ人のほかに、鐘打ち、楫取り、花差童子、歌人数、あか取りが乗り込んでいたが、16世紀には「舟を漕ぐ者は、すべて小吏か、大臣の子弟で、それぞれに金花の簪をし、きれいな着物をきて…」(1534年〔原田(訳注)1995:52])、「重臣の子弟が、それぞれ金花の簪をし、美しい色の着物を着、歌にあわせてつとめはげんだ」(1579年〔原田・三浦(訳注)2011:101])とあるように、仕手方の役割分担については不明である。

17世紀になると、1633年の胡靖「琉球図記」に「それぞれの舟に歌童が十人いる。頭に扇面の笠をいただく。まるで金の笠のようである。一つが金蝶を垂らしている。羽は鶯の羽のようである。体に珠をつけ、瓔珞や飛帯をつけて、まるで仙童の様子である。それぞれ一本の金の模様をつけた杖を持って手で支え、舟の中に立って琉球の歌を斉唱する。(船の)両側に坐っている琉球

人たちは、短い櫂を操作して力漕し、われ先にと争う」〔原田（訳注）2004：540〕や、1663年の「龍舟は五隻あって、それぞれ五色の旗と幟をたてている。一隻には四十八人の漕ぎ手（水手）が乗り込み…」〔原田（訳注）1998：87〕、1683年の「舟に童子が二十人あまりならぶ。すべて朝臣の子弟である。紅の簪に花の衣裳をつけた二人が、鼓をうって櫂かきの歌をうたう」〔原田（訳注）1997：87〕とあるように、漕ぎ人とは別に、歌い手、もしくは旗や幟を立てる者がいたようすが記載される。

18世紀には「漕ぎ手は二十八人で、…舟の中央に太鼓をしつらえ、色柄の着物の小童が太鼓をたたいてリズムをとる。舟の前後にも、二人の色柄の着物の童子が、五色の長旗を手にする。船首の一人は銅鑼をうち、太鼓のリズムとあわせる」（1719年〔原田（訳注）1999：168-169〕をもとに一部修改）とあり、漕ぎ人以外に、太鼓をたたく小童、長旗を振るう童子、船首の銅鑼打ちが確認できる。『中山伝信録』に掲載された「重陽宴図」の舟には（〔図3〕）、漕ぎ人・楫取り・鐘打ち・旗振り・太鼓打ちを確認できるが、〔図1〕にみられるような歌人数はみえない。

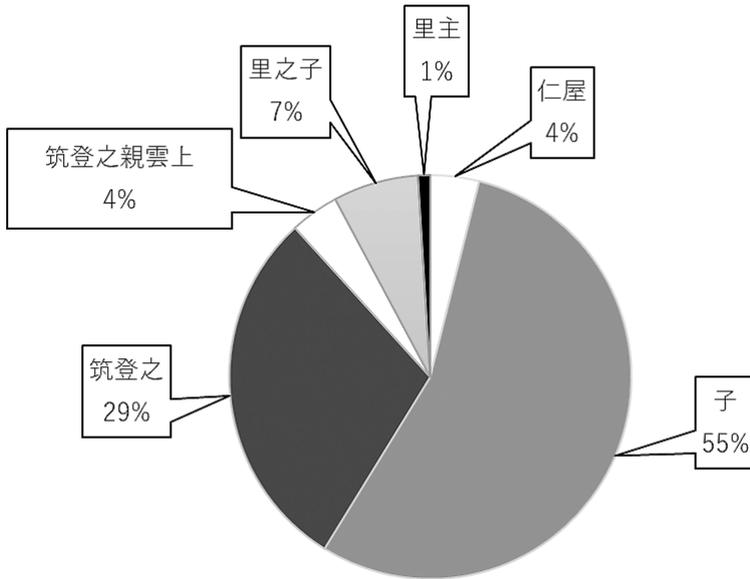


〔図3〕1719年の冠船ハーリー「重陽宴図」『中山伝信録』〔原田（訳注）1999：166〕

以上、乗船者の役割の変遷をみてきたが、史料によって記載内容が異なるためわかりづらい点も多い。当初は乗船者の役割が分化していたかはわからないものの、少なくとも16世紀には歌をうたう者がおり、17世紀中葉には旗や幟を立てる者に関する記述がみられ、18世紀になると楫取り・鐘打ち・旗振り・太鼓打ちも登場するという点は確認できるだろう。

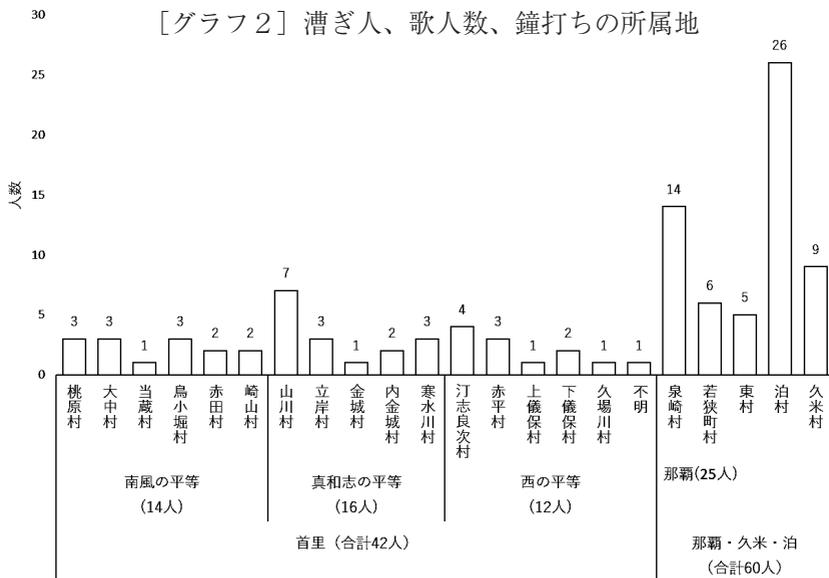
3. 1838年の漕ぎ人・歌人数・鐘打ちの選抜と特徴

[グラフ1] 漕ぎ人、歌人数、鐘打ちの位階・称号



それではつぎに、1838年の龍舟に乗り込んだ漕ぎ人と歌人数、鐘打ちを取りあげる。漕ぎ人と歌人数の役割は異なっていたが、両者の選抜は一度に行われた。つまり、奉行の高嶺按司宅で行われた「調部」（採用試験）で102人が採用され、そのなかから「人相」と「哥聲」（歌声）を基準とし、別に募集する花差童子との釣り合いをみながら「歌人数」が選抜されている[『冠船爬龍舟方日記』酉10月27日付「覚」]。ここで選抜された人数について、漕ぎ人3艘合計90人と歌人数3艘合計9人を合わせると99人となり、102人には3人が足りないが、『冠船付爬龍舟方日記』に鐘打ちに関わる採用情報がみられないため、残りの3人は鐘打ちだと思われる。

[グラフ2] 漕ぎ人、歌人数、鐘打ちの所属地



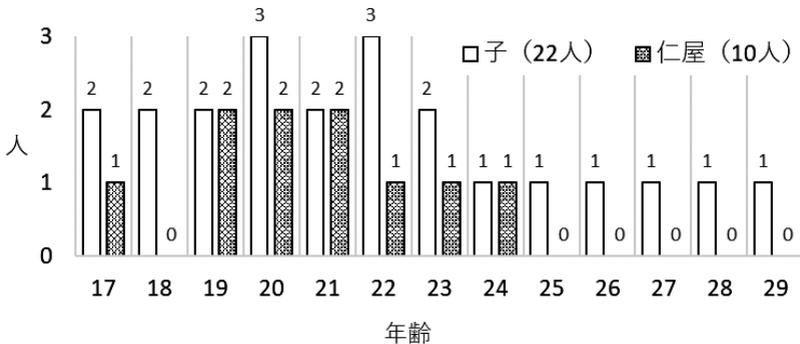
ここで採用された102人の位階・称号をみると[グラフ1]のようになる。無位の「仁屋」(4%)と「子」(55%)が6割を占め、残りが「筑登之」(29%)、「筑登之親雲上」(4%)、「里之子」(7%)などの者である。これらの位階・称号は譜代・新参の下級の系持ち(諸士)であることを示しており、「小吏」や「高官の子弟」などと説明する冊封使録の記述とも合致している。おそらく16世紀中葉から19世紀まで、乗船する人びとは支配階級層の下級役人および、その子弟であったと思われる。

漕ぎ人と歌人数、鐘打ちの所属地を[グラフ2]にまとめた。102人のうち、首里に籍を置く者は42人、那覇・久米村・泊村に籍を置く者は60人で、内訳は首里からは42人で、三平等からあまり偏りがなく選ばれており、泊村からは26人、那覇地域(泉崎村・若狭町村・東村)からは25人、久米村からは9人の選抜となっている。漕ぎ人と歌人数、鐘打ちは、首里より那覇・久米村・泊村の者の方が多く含まれていたことが分かる。

ちなみに、この人数構成だと、那覇・久米村・泊村いずれの地域も単独でチームを編成できないため、混成で組織されていたと思われる。1756年の冊封使

録にある「久米・那覇・泊の人たちが、それぞれ一隻を漕ぐ」[琉球国志略／原田（訳注）2003：546-548]という記述に従うならば、18世紀と19世紀で編成に変化があったと考えられる。

[グラフ3] 漕ぎ人の位階昇進申請者の年齢と人数



つぎに年齢をみていきたい。冊封使の帰国後に、褒賞の一環として行われた位階昇進にかかる情報のなかに年齢が記されていたので、それを [グラフ3] にまとめた。ただし、位階昇進は全員が申請したわけではなかったため、一部の情報となっている。

位階昇進を申請した32人のうち、「子」の称号を持つ者22人は、すべて譜代士で17歳から29歳までの分布となっている。一方、「仁屋」の申請者は新参士からなり、17歳から24歳までの10人がある。平均年齢は、子が21.8歳、仁屋が20.6歳、両方あわせると21.5歳となる。漕ぎ人全体の数値は不明ながら、漕ぎ人のうち最も下位の称号を持つ集団が上記の年齢構成であるならば、平均年齢はそれ以上となるだろう。漕ぎ人に関しては、およそ20代の者が中心であり、10代後半や30代の者も含まれていたといえる。

なお、漕ぎ人には「本職勤」の者と「懸勤」の者がいたようだが[『冠船爬龍舟方日記』西一〇月付「口上覚」、勤務内容や役割の違いおよび人数構成は不明である。

4. 楫取り・歌師匠・花差童子の選抜と特徴

周煌使録（1756年冊封）には「久米・那覇・泊の人たちが、それぞれ一隻を漕ぐのであるが、舟の中で楫を取るのは、すべて首里の貴族の子弟で…」[琉球国史略／原田（訳注）2003：546-548]ともあるが、1838年の場合、楫取りと歌師匠の選定は、冠船爬龍舟方の奉行が、久米村方の惣役、那覇の里主、泊の頭取に候補者を選抜させ、冠船爬龍舟方が最終的に採用を決定するという段取りが取られた[『冠船爬龍舟方日記』西九月二日付「覚」、西一〇月二七日付「覚」]。

採用された楫取りは、久米村次男の我喜屋通事親雲上、泊村次男の親泊子、西村三男の嶋袋筑登之親雲上の3人であった。おそらく楫取りは3人全員が系持ちで、那覇ハーリーの3チームからひとりずつが選ばれたと思われる。

歌師匠は、久米村次男の牧志里之子親雲上と久米村嫡子の宜保里之子親雲上の2人が選ばれた。歌師匠だけ久米村からの採用となったのは、冠船ハーリーでは漢語の歌詞がある久米村のハーリー歌がうたわれていたことが背景にある。任用された者が、音楽に長けた者であったのは、1756年の「爬龍船歌師」が、江戸参府時の楽生師を2度つとめたという事例からも想定できよう[上江洲2000：145]。いずれにせよ漕ぎ人の半数以上と楫取りは、那覇ハーリーの関係者、歌師匠も相応の経歴や実力を伴う者から選抜されていたと思われる。

次に花差童子を取りあげる。那覇ハーリーを見慣れたであろう那覇士の貝姓高里親雲上唯延が記した1866年の冠船ハーリーの観戦記録のなかに「花差童子として壹艘ニ三人ツ、結構之粧ニ而乗合、一人ハ鼓を打、二人ハ旗を持候事」（花差童子が一艘に三人ずつ結構な装いで乗り込んで、一人は鼓を打ち、二人は旗を持っていた）と記しているように[日記／那覇市経済文化部歴史資料室1998：118]、花差童子は冠船ハーリーのなかでも特記すべき存在であった。以上の事例からみても、花差童子は冠船ハーリーの花形といっても過言ではないと思われるが、1838年の採用人事は難航した。

【史料1】「口上覚」『冠船爬龍舟方日記』西10月付。

冠船爬龍舟方花差童子之儀、願之者罷居不申、内々人舁見届相尋させ候得者、相勤候共何そ之御付届無御座候上、支度茂引羽織・絵書衣裳等者御物

調被仰付事候得共、さや・縮緬之間衲衣・袴自分仕立ニ而、分成之物入茂有之候故、都而相厭候由、押而申付候躰ニ而者、断ヶ間敷、稽古方茂埒明不申談者案中之事ニ而至極差迫居申候間、何卒為御勤花差童子九人者躍人数仕手同様之勤（勲カ）功御取持被仰付被下度奉願候、左様御座候ハ、歳輩之者段々願出人躰見調部方罷相届可申与奉存候…

[意識] 冠船爬龍舟方の花差童子に申請する者がおらず、内々に（申請するよう）適任者に聞いたところ、（花差童子を）勤めたとしてもまったく功績の評価がなく、衣裳も引羽織や絵書衣裳等は王府予算での調達が許可されるものの、紗綾もしくは縮緬の衲衣袴は自身で仕立てなくてはならず、それなりの必要経費もあるため、みなが（花差童子への就任を）避けているとのことである。無理やり任命しても、辞退する者も多くなるだろうし、稽古にも身が入らないことは必定である。そのため非常に困っているので、どうか就任した花差童子9人は、躍人数の仕手方と同様の業績として評価していただきたい。そのようにしていただければ若年の者の申請者も見込まれ、採用審査も実施できるだろうと考える。

つまり、花差童子を勤めても自費供出が多く、業務の評価も低いため申請者が全くいなかったため、花差童子任職者を躍人数の仕手方と同様の評価となるよう要請しているのである。花差童子の職務内容と業績評価の比較対象が躍人数だったのは、関係者や王府役人の認識が花差童子と躍人数の職務や役割が似通っていると考えられていたことを示す。

この要請が許可され、花差童子の待遇が改善されたためであろうか、その後応募者があり採用者が決定した。採用されたのは、山川村嫡子の高嶺子、崎山村嫡子の西平子、上儀保村嫡子の吉濱子、赤平村嫡子の外間子、久場川村次男の久手堅子、久場川村三男の喜友名子、久場川村五男の平安名子、泊村嫡子の伊波子、泊村次男の伊波子である。泊士も含まれているため花差童子は首里の高級官僚の子弟のみではなかったといえる。また、位階・称号は9人全員が「子」であり、また業務評価が問題となっている点からみても、元服を済ませた無位の系持ちであると思われる。先の漕ぎ人の年齢を加味すると、年齢は10代後半から20代半ばであろうか。

なお、位階・称号が下位の者も含まれたが、冠船ハーリーの仕手方全員が系

持ちであった点は注目すべきであろう。那覇ハーリーの乗船者のうち、那覇東村・渡地村の連合チームが無系（百姓）で占められていたことを踏まえるならば〔波龍舟日記／小野まさ子・上江洲安亨・深澤秋人1998：92,93〕、支配階級層が行うことに冠船ハーリーの特徴があったといえる。

5. 仕手方の衣裳

冠船ハーリーの特徴のひとつは、仕手方の華美な衣裳である。

冊封使録をみると、1534年の冊封使である陳侃は「舟を漕ぐ者は、すべて小吏か、大臣の子弟で、それぞれに金花の簪をし、きれいな着物をきて…」と記述しており、確認できる最古の事例から観覧者の目を引く衣裳が着用されてきた。また、冊封使録の衣裳の色に関する情報には「漕ぎ手は二十八人で、みな揃いの色の服で、紅と白と黒に分かれている」（1719年）や「朱・白・黒の衣裳と幟を色で統一している。その色は、それぞれ久米村、那覇、泊を示し…」（1756年）とあり、華美な衣裳や道具を身にまとっていたこと、チームカラーがあったことがわかる〔崎原2001：34〕。

以上を踏まえて、1838年の衣裳・道具を取りあげたい。

楫取りと鐘打ちは（〔図4〕）、貢綴製の頭巾をかぶり、白木綿製の衤衣（ドゥジン）・袴（カカン）に白足袋を履き、黒繻子が貢綴い



〔図4〕 鐘打ち（左）と楫取り（右）
『冠船爬龍舟方日記』（尚家文書79号）
那覇市歴史博物館所蔵



〔図5〕 歌人数（左）と漕ぎ人（右）
『冠船爬龍舟方日記』（尚家文書79号）
那覇市歴史博物館所蔵

ずれかの脚絆を着用するという衣裳であった。そのうえで、久米村舟の楫取りと鐘打ちは単衣の大袖で「とち色」（赤茶色）の木綿布衣裳を、那覇舟と泊舟の楫取りと鐘打ちは「赤祢染」（茜色）の衣裳を着用していた。

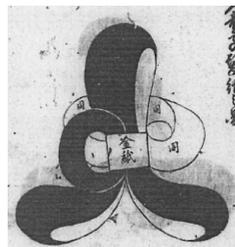
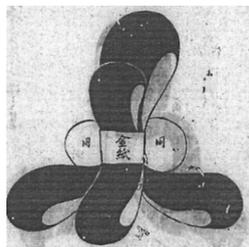
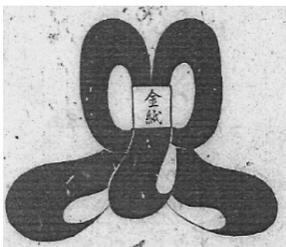
歌人数と漕ぎ人は（[図5]）、3艘とも白木綿製の衤衣・袴、白足袋を着用するも、上着は舟によって異なっていた。久米村舟は紺染めの巾を頭にかぶり、へりが紺色の「とち色のきんくわ」を、那覇舟は紺色の「手縄形巾」を頭にかぶってへりが紺色の「赤祢染きんくわ」を、泊舟は「花染巾」（桃色）に、へりが「赤祢染」の「紺染きんくわ」を身にまとう（「きんくわ」は不詳）。

花差童子は髪型・衣裳ともに特徴的である（[図6]）。舟ごとに [図7] のように髪を結び金紙で飾り付け、さらに髪のうちろにはばさらを四つ、左右に鉄仙花二房をさして首からかしらいを一つさげる [図8]。

衣裳は、頭には紺色（赤色）の羽二重製の長巾を髪の後ろに垂らし、黒縹子製の細帯を使用し、紺色紗綾の足袋と、表地が黒縹子で裏地が白木綿の脚絆を履く。そのうえで、久米村舟はぶどう色、那覇舟はとち色、泊舟は青色の薄蕉布製の引羽織を着る。さらに舟ごとに異なる紗綾製の打ち掛けを着用していた（[図9]）。列記すると、久米村舟は表地が黒色、裏地が紺色で牡丹・雲文・コウモリの文様のある衣裳、那覇舟は表地が紺色、裏地が水色で菖蒲・菱形文・ツバメの文様のある衣裳、泊舟は表地が白色、裏地が紺色で菊・



[図6] 花差童子
『冠船爬龍舟方日記』
（尚家文書 79 号）
那覇市歴史博物館所蔵



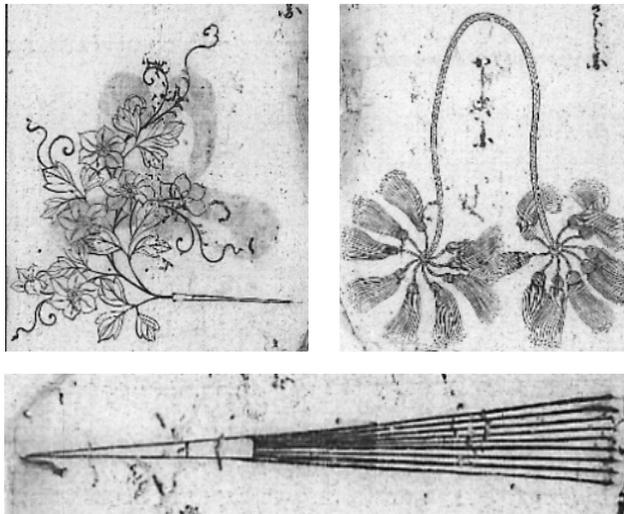
[図7] 花差童子の髪型（左から泊舟、那覇舟、久米村舟）
『冠船爬龍舟方日記』（尚家文書 79 号）那覇市歴史博物館所蔵

亀甲文・チョウの文様のある衣裳である。

以上のように、1838年の衣裳は、楫取りと鐘打ち、歌人数と漕ぎ人、花差童子で衣裳が異なっていた。上着の色のみをまとめると[表2]のようになり、久米村舟はとち色と黒色というやや暗い色で、那覇舟は赤系統の色、泊舟は赤・紺・白と複数の色となる。先にみたように、18世紀の冊封使録は舟ごとの色の特徴を単純に記しているが、19世紀段階ではさまざまな色の衣裳を着用していたといえる。

[表2] 1838年の衣裳

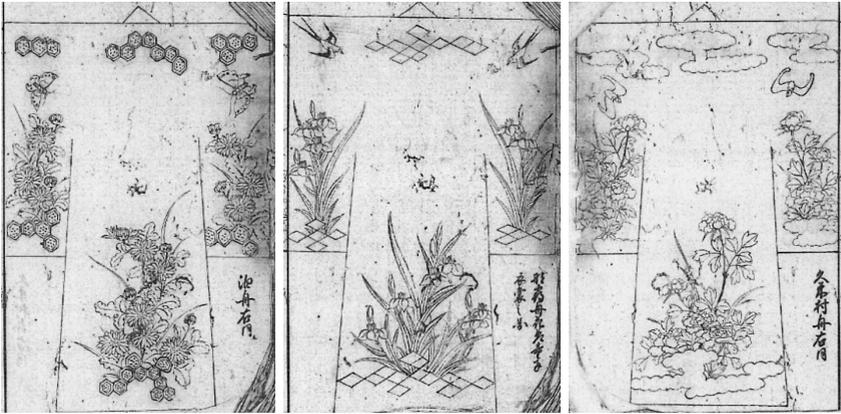
	久米村	那覇舟	泊舟
楫取り・鐘打ち	とち色	赤祢染	赤祢染
歌人数・漕ぎ人	とち色	赤祢染	紺染
花差童子	黒色	紺色	白色



[図8] 花差童子の装飾

(左上：鉄仙花、右上：かしらい、下：ばさら)

『冠船爬龍舟方日記』(尚家文書79号)



〔図9〕花差童子の衣裳（左から泊舟、那覇舟、久米村舟）
『冠船爬龍舟方日記』（尚家文書 79 号）那覇市歴史博物館所蔵

6. 儀礼としての冠船ハーリー

つぎに冠船ハーリーの儀礼の特徴を、やはり 1838 年を中心に述べたい。

冠船ハーリーでは、那覇ハーリーで使われた那覇・久米村・泊村の舟が使用されており、那覇ハーリーが終わった5月6日に那覇から首里に運ばれた。その際、催されたのが陸上での舟漕ぎ儀礼（地バーリー）であった。

【史料2】『冠船爬龍舟方日記』5月6日条。「／」は擡頭もしくは平出を示す。

五月六日爬龍舟三艘首里江持登ニ付、三平等村夫筆者ニ而夫引列、卯之時罷下、各爬龍当并所之士・百姓罷出、守護ニ而持登候付、／太子様、大美御殿江御光駕被遊／御見物候段、当日朝御近習より御通達有之、右ニ付爬龍舟三艘江楫取壺人・鐘打壺人・旗振参人完乗付、加子之者共者舟左右之道よりおやく持、現場漕候真似ニ而爬龍歌おたひ、小印等備ひにきやかに下綾門より松崎江持越候事、

[意識] 五月六日に爬龍舟三艘を首里に持ち運ぶので、三平等村夫筆者が夫役の者を引き連れて、日の出ごろに（爬龍舟の一時保管場所に）赴いて、3艘それぞれの爬龍当と地域の士と百姓の警備のもと持ち運ぶので、太子様が大美御殿に御光駕になられ御見物されると当日の朝に御近習から御通達があった。そのため、爬龍舟3艘に楫取1人と鐘打ち1人と旗振り3人

ずつが乗り込んで、加子の者ども〔漕ぎ人〕が舟の左右で「おやく」〔櫂〕を持ち、（水上で）漕ぐ真似をして爬龍歌をうたいながら「小印」などを伴いながら賑やかに下綾門〔中山門〕から松崎まで（爬龍舟）を運んだ。つまり、太子（尚育王長男の尚濬）の見物にあわせて、舟のうえに鐘打ちと旗振りが乗り込み、漕ぎ人が左右で櫂を漕ぐ疑似的な舟漕ぎが催されたのである。後述するように、鐘打ち、旗振り、漕ぎ人はユッカヌヒーの衣装を着用していたため、地バーリーは那覇ハーリー関係者が担当していたと思われる。

また、【史料2】の付文に、

【史料3】『冠船爬龍舟方日記』5月6日条。

爬龍船持登之砌、／上様大美御殿江被遊 御光駕奉備／上覧候段辰冠船日記ニ相見得候付、兼而座敷奉行より御近習御釣合仕候処、表向被遊／上覧候筋ニ而者無御座由承知仕候付、直ニ持登させ候手組仕居候を、当日朝本文之通、尤楫取・鐘打・旗振・加子之者共装束方都而五月四日同断之事、〔意識〕爬龍船を（首里へ）持ち登る時、上様〔尚育王〕が大美御殿に御光駕になり（持ち運ぶ様子）を上覧になると辰冠船日記〔1808年の記録〕に記されていたので、あらかじめ座敷奉行が御近習御と調整したが、表立っては上覧されることはないとのことであり、それを承知した。そのため、そのまま持ち運ぶ準備をしていたが、当日の朝に本文の通りに（太子が見学するという通知があった）。なお、楫取・鐘打・旗振・加子の装束はすべて5月4日の（那覇ハーリー）と同じであった。

とあるように、地バーリーは、国王・太子の見物がなければ催されないものであった。冠船ハーリーは、準備段階から王権と関わる儀礼的かつ芸能的な要素を内包していたといえよう。

つぎに重陽宴当日の様子を確認したいが、史料の問題から1808年を例にみていきたい。ただし、1808年も1838年とほとんど同じ進行であったとみてよい。

【史料4】『琉球冊封使一件』9月9日条。

為重陽宴兩勅使被申入、此時城近有之候堀ニ而爬龍舟漕させ候付、国王兼而棧敷江被差越居、九時分兩勅使被差出候付、国王棧敷階下ニ而被相迎座敷江被申入、互ニ一跪三叩頭之礼儀畢而茶并攢盆馳走、爬龍舟見物相済、国王先達而城江罷帰被待居、追付兩勅使被差出候付、礼儀并料理馳走方都

而仲秋宴同斷躍等見物有之、六過時分被罷歸候、

[意識] 重陽の宴に両勅使を招いた。このとき城近くにある堀（龍潭）で爬龍船競漕が行われた。国王は事前に棧敷にお越しになり、9つ時（正午）頃に両勅使がみえた際には、国王は棧敷の階下にて勅使を迎えた。棧敷に入られると互に一跪三叩頭の礼をとり、それが済むと、お茶、攢盆がふるまわれ爬龍船競争を見物された。その後、まず国王が帰城し勅使の到着を待たれる。両勅使がお越しになり、礼儀を交わし、料理をふるまわれ、中秋の宴と同様に踊りなどを見物された。6つ時（たそがれ頃）を過ぎた時に勅使はお帰りになった。

要するに、重陽宴は龍潭での爬龍舟漕ぎと、首里城御庭での踊りというふたつの芸能が披露されたわけだが、爬龍舟漕ぎは龍潭に接した松崎にもうけられた棧敷で、国王と冊封使などが饗食する儀礼の最中に供されるというものであった。それを「国中の士女（男女）が集まって見物をし、みんなは汀に坐る」[原田（訳注）1997：87、一部追記]、「四方の岸には男女がとりまいて見学する者は数百人いた」[原田（訳注）1999：169]とあるように、系持ち・無系含め多くの者が見学していたという情景だった。

そのなかで1838年の例では、爬龍舟方の仕手方は未明に龍潭側の宿舎に集まり衣裳を整え、冊封使一行が那覇から首里に赴くという報が入った4つ時分（午前10時頃）すぐに行列を組んで町端から観蓮缸（天女橋）までやってきて舟に乗り込むという段取りが取られていた。この際に行列は、国王や冊封使が到着する前に行われるもので、おそらく那覇の居民や王府関係者が見物していたと思われる。つまり、冠船ハーリーは、仕手方の行列をもって儀礼がはじまったといえる。行列は、最前列に鐘打ち、その後に2列で櫂を持った漕ぎ手が並び、その途中に花差童子3人と歌人数が三角旗や太鼓打ち用の「しもく」などをもち、最後尾には楫取りが並ぶという構成で、乗船時と同じ配列であった。

1866年の例では、仕手方の行列のあと国王が、8人で支える輿に乗り、赤地の涼傘と大団扇、儀仗を伴う行列で登場する [『同治五年丙寅 冠船御備帳』]。国王が冊封使送迎のために那覇に赴く際に行列と比べると小規模ではあったが、行列で示された国王の権威は十分だったであろう。対する冊封使の行列に

関する記事は未見だが、国王同様、行列で首里まで訪れたと思われる。王府役人や首里の人びとが見学するなかで、仕手方や国王、冊封使の行列をはじめとして、競漕を含む諸儀礼が展開したのが冠船ハーリーの特徴であったといえよう。

さて、国王と冊封使が棧敷に入り何度か茶を飲むと、棧敷にいる御座当からの相図が出され、3艘ともに漕ぎ始める。その後、「小堀長四、五篇計漕廻、引次勝負漕」をはじめると国王は帰城する。つづいて、冊封使から仕手方に拝領物が与えられ、それを棧敷の側に控えていた座敷奉行と歌師匠が受け取り、さらに「式三篇漕廻」と、冊封使も首里城に向かった。拝領物は、葛布手拭い、羅布手拭いと冊封使直筆の文字の入った和扇子および古銀があった。そのうち、花差童子には9人に扇子3本と羅布手拭い1筋、葛布手拭い1筋が、歌人数9人には扇子1本と羅布手拭い1筋が、楫取り・鐘打ち・漕ぎ手には銀が与えられ、残りを歌師匠・筆者・加勢筆者が受け取っている [『冠船爬龍舟方日記』 戊 10月15日]。

ところで、那覇ハーリーでは3チームそれぞれの歌がうたわれたが、冠船ハーリーでは久米村方の歌が使われている [王 1988]。久米村方の歌がうたわれたのは、冊封使に通じる歌詞であったことに加え、歌詞の内容が冊封の場に相応しかつたからだと思われる。冊封使録で歌詞が確認できるのは、1683年 (汪楫『使琉球雜録』) で、一部の歌詞は1606年 (夏子陽『使琉球録』)、1719年 (徐葆光『中山伝信録』) にも登場する。1756年の冠船ハーリーを観戦した周煌は、汪楫の歌詞とほとんど同じであったと記録している [琉球国史略／原田 (訳注) 2003 : 546-548]。

1838年 (道光18) と1683年の歌詞を比較すると、中盤まではほぼ同じだが、後半部分が1838年の方が8節多い。歌詞変遷の意味については筆者の能力をこえるため、本稿では歌詞の違いがあった点を指摘するにとどめたい。

7. 那覇ハーリーとの関連と冠船ハーリーの意味

最後に冠船ハーリーと那覇ハーリーの関係についてまとめ、冠船ハーリーの意義に関する私見を述べておきたい。

すでに述べたように、冠船ハーリーには那覇・久米村・泊の人びとも参加し

ていた。那覇ハーリーの漕ぎ手が冠船ハーリーにも参加したかは断言できないところもあるが、わざわざ無関係の者を採用する必要もないため、漕ぎ手も含めて冠船ハーリーと那覇ハーリーの仕手方の一部は重なっていたと考えたい。

また、冠船ハーリーの舟数が17世紀には6隻あったのが、その後3隻まで減少した背景についても、那覇ハーリーの参加舟数との関わりを無視できない。『琉球国由来記』「爬龍舟ノ由来」にある「昔ハ久米村爬龍舟、那覇爬龍舟、若人爬龍、垣花爬龍、泉崎爬龍、上泊・下泊爬龍舟ナドイヒテ、数多有ケルトイヘリ。当時ハ那覇・久米村・泊、三龍残ケルナリ」[外間・波照間1997]という記述によれば、『琉球国由来記』が成立する18世紀前半以前は、那覇ハーリーに7艘以上の舟が参加していたが、『琉球国由来記』が成った18世紀ごろには3艘になっていたという。冊封使録によると、冠船ハーリーも17世紀に5から6艘の舟が登場していたが18世紀には3艘になっている。舟数でいえば、那覇ハーリーと冠船ハーリーは連動しているようにみえる。

このように那覇港で行われた爬龍舟漕ぎと冊封時の爬龍舟漕ぎには共通点もあるが、先述のように漕ぎ人全員が那覇・久米村・泊の者だけで構成されていなかった点、乗船者すべてが系持ちであった点、那覇ハーリーとは無関係の別のセクションが担当した点など相違点もある。これらのことから、冊封使を歓待するために龍潭で行われた爬龍舟漕ぎは、那覇で行われていた爬龍舟漕ぎの延長上にはあるが、まったく同じではなかったといえよう。

ところで、1800年（嘉慶5）の冊封使（趙文楷・李鼎元）は、過度な接遇にあたるため重陽宴への参加を辞去したが、その際、「重陽の戯は、専ら天使を宴待つるために設営されるのであって、ことさらに、断らぬわけにはゆかないのである」[原田（訳注）2007：422-423]と述べたとされる。ここから、冠船ハーリー実施の第一義は、冊封使歓待にあったのは間違いない。また、1678年（康熙17）の「首里魚池碑文」に「累世、邦君かつて冊封の栄時に値えば、旧典を相遵し必ず重陽宴の時に至りて綺筵を池辺に設け、天使を請う。両客一主にして交拳・瓊觴して共に三竜船を詠覧す。撐駕し競唱する者は羽裳を妝い、奇花を挿す。此斯の勝景、王都の壯観に非ずなし。況んや伝名するに中夏にあるをや」（原漢文）とある点からは[沖縄県教育庁文化課編1985：240-241]、「支配者（王）の水嬉（舟遊び）的」でもあり[君島1995：205]、

琉球「王都の壮観」の中国へのアピールでもあったともいえる。

しかし、1840年に雨乞いのために龍潭で爬龍舟漕ぎが行われたことや〔山里 2008：33〕、沖縄で行われるウンジャミなどを含む船漕ぎ儀礼が豊作を祈願したものであったことを踏まえると〔比嘉 1990：143〕、王位継承と豊穰を結びつけた儀礼だったのかもしれない。

また、東南アジアのとくに陸域における支配者の権威性と龍、水、農耕の関連を考慮するならば〔山本 1994〕、琉球でも即位式において龍が重要な役割を果たしていたという可能性も考慮しなければならない。しかしながら、龍は皇帝権威そのものでもあるため、冊封使歓待という場で王の象徴として龍が登場したかについては慎重に検討しなければならないだろう。龍の装飾が施された舟を用いる冠船ハーリーだけでなく、冊封、あるいは王位継承一連の過程から龍の意味を考える必要がある。今後の課題としたい。

さらに、冊封使録や1838年の「勝負漕」という記述に基づくならば、賑やかな場であったように思われるが、残念ながら筆者は、冠船ハーリーを見学する人びとの反応や、競漕全体の雰囲気伝える史料に触れたことがない。那覇ハーリーといえば、現在のイメージからも想像できるように「那覇市民の血を沸き立たせる大競技であった」〔島袋 1978（1930）：43〕とされる。年代は不明ながら参考までに、実際に那覇ハーリーを見学した者の記録を取りあげると、

【史料4】『文書綴』

…先以那覇之有様委細書付を以申上候、爬龍舟三艘共早天より漕出、段々之勝負組有之、私共我先ニ与競望、其勢ひ既ニ龍蛇横たはて火吹煙を立たる如にして、喧嘩ニ茂可及気舞一入賑々敷有之、見物之面々首里・那覇之衆者不及申、田舎之面々老若男女共大勢群集いたし、幕屋棧敷等段々作懸、見物被仕方茂有之、就中流舟兩艘漕出候處、二才達遊女共餘多舟乗り、只やるかたにまかし、かねや鼓を拍子として哥三味線共之遊興有之、例年とハ格別相替、當年ハ別而盛んニ而、舟数茂難算是寔ニ御代豊饒之佳瑞ならんと又感心之餘にや、我身なからも飛立計候、又候商人共ハ色々之菓子并童子弄段々之戯物夥敷作出商買有之、遊女共色々之装束ニ而、あたかも天人も欺程之粧彼是を以、浮世無類之見物、日之暮行を惜程ニ而候、…

〔意訳〕…まず那覇（ハーリー）の様子を詳しく書面で申し上げる。爬龍

舟3艘ともに早朝から漕ぎ出し、いろいろな勝負組があった。われわれも競って見学したが、(競漕の)勢いは龍蛇が横たわって火を吹きながら煙を立てている様であり、喧嘩が起りそうな状況で賑やかであった。見物する人びとは首里・那覇の者だけでなく、田舎〔首里・那覇以外〕の者も、老若男女が大勢群集しており、幕屋や棧敷をたくさん組み立てて見物する人もいた。とくにハーリー舟2艘が漕ぎ出した時に、二才〔若者〕や遊女らが多く舟に乗り、好き勝手に鐘や鼓の拍子に合わせて歌三味線で遊んでいた。例年とはとくに異なり、今年是非常に賑やかで、(観戦の)舟も算えられないほどあり、これはまさしく(王の)御代が豊饒であるよい徴しであると感動したところであった。わたしも飛び立つほど(楽しんだ)。さらに商人たちはいろいろな菓子や子どもが遊ぶおもちゃを準備して商売していた。遊女どももそれぞれさまざまな装束を着て、あたかも天人かと思見間違えるほどの粧いで、そんなこんなで浮世無類の見世物であり、日が暮れるのを惜しむほどであった。…

とある。那覇ハーリーが大人も子どもも騒ぎ出すような大きなイベントであったのは間違いないであろう。【史料4】にも若干触れられていたように、勝負が白熱するため一部では喧嘩になる場面もあったらしく、18世紀には騒動を未然に防止するための方策が提示され、乱暴に関与した者への処罰も布達されている。また「爬龍船漕候儀、前代ヨリ祭礼ノ旧式迄ノ事ニ候間、曾テ勝負漕仕間敷候、豊見城近ク又ハ沖ヘ漕出候儀モ不宜候間、向後御物城辺ヨリ真萱崎迄ニ限り漕可申候、若シ違犯致シ喧嘩・口論仕出候ハ、乗居候爬龍当並ニ楫取ノ者ハ可及沙汰事」(爬龍船を漕ぐことは、以前からつづく古い祭礼というだけであるので、今後はすべての勝負漕ぎを禁止する。(また、)豊見城の近辺や沖に漕ぎ出ることも良くないので、今後は御物城〔那覇港内の小島〕から真萱崎までのなかで漕ぐこと。もし違反し喧嘩や口論をする者がいたならば、乗船していた爬龍当と楫取を処罰する)と、年によっては爬龍舟漕ぎの醍醐味である勝負漕ぎや那覇港湾外の競漕が禁止されている。王府からみれば、爬龍舟漕ぎ是那覇地域の社会問題となっていたといえよう。

冊封使を歓待する芸能である冠船ハーリーが、那覇と同じような状況になったとは考えづらいが、静かな雰囲気の中かで執り行われたとも思えず、那覇の

情景を示す史料を提示したところである。冠船時の様子を想像する材料となるであろうか。

おわりに

冠船ハーリーは、那覇ハーリーの担い手の一部が関与していたことが想定されるなど、琉球で慣例として行われていた儀礼・祭祀の延長として実施されてきた。一方で、乗船者すべてが系持ちであり、予算はほぼ王府が負担するなど王府の主導するイベントとしての性格も強い。那覇ハーリーのノウハウを生かしながらも、国王一世一代の冊封を補助する儀礼・芸能という性格が冠船ハーリーにはあったといえよう。

なお、那覇ハーリーも王権と深く関わる行事であった。例えば「爬龍船漕候儀、前々ヨリ格別成祭礼ニテ、国土之旧式殊 御在番奉行御見物之例式等モ有之、旁以公務相掛候事」（爬龍船を漕ぐことは、以前から行われてきた特別な祭礼で、琉球の古くからのしきたりである。とくに（薩摩の）在番奉行が見物される儀式でもあるので、（那覇の役人は）さまざまな公務がある）とあるように〔古老集記類の二／小野武夫編 1969：373〕、那覇ハーリーは薩摩役人を接遇するイベントでもあった。冊封年である 1866 年には薩摩役人の見学はなかったが〔日記／那覇市経済文化部歴史資料室 1998：116〕、王府役人にとっては対薩摩外交の場のひとつという認識であった点を踏まえると、那覇ハーリーが王府と無関係の行事であったとはいえないだろう。

むしろ、那覇ハーリーが「山留中座楽稽古并爬龍舟下シ之時嶽々御たかへ」と王府主催の関連祭祀も実施されてことや〔御財制／那覇市市民文化部歴史資料室 2004：24〕、国王や王子が見学する行事であったことを踏まえると〔上江洲 2000〕、公的行事としての性格も含まれていたと考えなければならない。冠船・那覇ハーリーともに、王権との関わりについては慎重に考えていかなければならないだろう。

本稿はできるだけ多くの視座から冠船ハーリーをみようと試みたが、残された課題も多い。とくに那覇ハーリーとの比較は不十分だと自覚している。今後も継続して考えていきたい。

本研究は JSPS 科研費 JP16K16909, JP16H03476 の助成を受けたものである。また、本稿は、沖縄県立芸術大学附属研究所の文化講座「組踊を多角的に考える—初演から 300 年—」で「冊封と芸能—儀礼としての観点—」（2019 年 5 月 22 日）として報告した内容の一部をもとに執筆した。本稿執筆にあたっては、当日司会をつとめてくださった鈴木耕太氏を含め、来場の方々からいただいたご意見・ご質問から示唆を得た箇所もある。記して謝意を示したい。

参考史料・参考文献

- 『冠船爬龍舟方日記』尚家文書 79 号、那覇市歴史博物館所蔵。
『同治五年丙寅 冠船御備帳』尚家文書 172 号、那覇市歴史博物館蔵。
『文書綴』宮良殿内文書 6 号、琉球大学附属図書館蔵。
『琉球冊封使一件』内閣文庫蔵。
原田禹雄（訳注）1995『陳侃 使琉球録』榕樹社。
原田禹雄（訳注）2000『郭汝霖 重編使琉球録』榕樹書林。
原田禹雄（訳注）1997『汪楫 冊封琉球使録三篇』榕樹書林。
原田禹雄（訳注）1999『徐葆光 中山伝信録 改訳新版』榕樹書林。
原田禹雄（訳注）2001『夏子陽 使琉球録』榕樹書林。
原田禹雄（訳注）2003『周煌 琉球国志略』榕樹書林。
原田禹雄（訳注）2004『明代琉球資料集成』榕樹書林。
原田禹雄（訳注）2007『李鼎元 使琉球記 改訳新版』榕樹書林。
原田禹雄・三浦國雄（訳注）2011『蕭崇業・謝杰 使琉球録』榕樹書林。
沖縄県教育庁文化課編 1985『金石文—歴史資料調査報告書 V—』沖縄県教育委員会。
小野武夫編 1969『近世地方経済史料』第 10 卷、吉川弘文館。
小野まさ子・垣花久美子・漢那敬子 2001「岸秋正文庫「仰渡写」—解説および翻刻—」『（沖縄県）史料編集室紀要』no.26、沖縄県教育委員会。
小野まさ子・上江洲安亨・深澤秋人 1998『渡地村関係史料（一）—翻刻と解説—』『（沖縄県）史料編集室紀要』no.4、沖縄県教育委員会。
高良倉吉・赤嶺守・豊見山和行編 2014『国立台湾大学図書館典蔵 琉球関係史料集』第二卷、国立台湾大学図書館。
那覇市市民文化部歴史資料室 2004『那覇市史資料編 近世史料補遺・雑纂』第 1 卷 12、那覇市役所。
那覇市経済文化部歴史資料室 1998『那覇市史資料編 近世那覇関係資料』第 1 卷 9、那覇市役所。
外間守善・波照間永吉 1997『定本 琉球国由来記』角川書店。
池宮正治 2015『池宮正治著作選集 2 琉球芸能総論』笠間書院。
板谷徹 2015『近世琉球の王府芸能と唐・大和』岩田書院。
上江洲安亨 2000「爬龍舟競漕に興じる人々たち—近世末期の爬龍舟競漕における準備体制・

- 役割分担について一』『沖縄文化研究』、法政大学沖縄文化研究所。
- 王耀華 1988 「『爬龍船』(ハーリー)と『龍船歌』(ハーリー歌)」『沖縄文化研究』法政大学沖縄文化研究所。
- 君島久子 1995 「中国大陸における龍舟祭と沖縄のハーリー」『沖縄船漕ぎ祭祀の民族学的研究』、勉誠社
- 崎原綾子 2001 「沖縄における爬龍船祭祀の意匠学的考察」『日本衣服学会誌』vol.45 no.1、日本衣服学会
- 島袋全発 1978 (1930) 『タイムス選書7 那覇変遷記』、沖縄タイムス社
- 比嘉政夫 1990 「爬龍船考—沖縄民俗学の視点から—」『沖縄文化研究』、法政大学沖縄文化研究所。
- 真栄平房昭 2019 「塩の生産と民衆生活史」琉球船と首里・那覇を描いた絵画史料研究編『琉球船と首里・那覇を描いた絵画史料研究』思文閣出版。
- 山里純一 2008 「琉球王府の雨乞儀礼」『琉球国王家・尚家文書の総合的研究』(科学研究費報告書、代表：豊見山和行)、琉球大学教育学部。
- 山本達郎 1994 「即位式と沐浴と龍—東南アジアの伝承—」『日本学士院紀要』第48巻第2号、日本学士院。
- 麻生伸一 2016 「琉球王国の財制と外交儀礼—戊冠船をめぐる—」『世界とつなぐ起点としての日本列島史』清文堂。

註

- 1 史料に散見されるが、一例として1724年(雍正2)の事例を挙げる [仰渡写/小野まさ子・垣花久美子・漢那敬子 2001: 343]。
爬龍舟漕候儀、前代より之旧式ニ而為祭祀候處、若キ者共致心得違候哉、鬭争之仕形相見得不宜儀候、今通ニ而者自然喧嘩口論等仕出候儀も可有之与笑止千万ニ被思召上候、向後右躰不佐(作)法無之様、各ニ而能々可被申渡候、乍此上大形之儀於有之者、各ニ者不及申、爬龍当并楫取之者共可及御沙汰候条、此旨堅固可被申渡置旨、御差図ニ而候、以上、

